

島発！うまいもん開発事業に係る共同事業者公募要項

1 概要

「島発！うまいもん開発事業（以下、「本事業」という。）」は、東京産水産物の魅力的な加工品開発により付加価値および認知度の向上を図り、魚価の向上及び販路拡大を目的とする。

本事業を実施するにあたり、東京都（以下、「都」という。）は、都と共同で島しょ部の漁業関係者等で構成する加工団体（漁協女性部等）（以下、「加工団体」とする。）と連携して加工品開発等に取り組む事業者（以下「共同事業者」という。）を公募・選定し、協定を締結する。

2 協定の締結

都は、本事業に参加を希望する共同事業者を公募し、採択した共同事業者1者と「島発！うまいもん開発事業に係る協定（以下「協定」という。）」を締結する。
なお、本募集は委託契約又は補助金の交付を前提とするものではない。

3 事業内容

共同事業者は、東京都及び加工団体と連携し、次の取組を実施する。

- 東京産水産物（特に低未利用魚）を活用した加工品の開発
ただし、製品の開発、製造においては、加工団体と連携すること
- 加工品販売促進、流通、その他販売活動に係る取組（PR等）

※具体的な内容は都と協議の上、決定する。

4 役割分担

本事業における主な役割分担は、次のとおりとする。

(1) 東京都

- 事業全体の企画・調整
- 関係機関との連絡調整
- 新商品の開発及び試作に係る経費の負担

(2) 共同事業者

- 加工団体と連携した加工品開発・製造の企画及び実施
- 必要な知見・技術の提供
- 衛生管理及び法令遵守の確保
- 製品の広報及び販売・流通
- その他の事業活動

(3) 加工団体

- 原材料の調達及び加工

5 応募資格

次の要件を全て満たす団体とする。

- 日本国内に事業所を有する法人または個人事業主
- 国産水産物を使用した加工品の製造・流通・販売の実績を有すること
- 独自の販売チャネル（EC サイト等）を有すること
- 加工団体と連携し、現地の水産物を活用した商品開発・販売が行えること
- 加工団体から協力の意思を示す書面の提出ができること
- 開発した加工品について、自らの責任において買い取り、販売を行う体制を有していること
- 法令等を遵守していること
- 管理者の責任をもって本事業の実施に際して取得した情報を厳格に保護、管理できること
- 以下ア～オの欠格要件に該当しないもの

ア 法人事業税等を滞納している者

イ 事業者・団体、関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれている者。また、本件に、暴力団、暴力団員等が介入していること。

ウ 都道府県、区市町村、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがある者

エ その他、都が協定締結の相手方として不適當と認める者

6 事業実施期間

採択日から令和 9 年 3 月 31 日まで

7 経費の取扱い

都は、令和 8 年度の本事業の経費の上限額を設定（1,030,000 円（税込））しており、本公募の審査後、協定金額を設定する。

本事業に係る経費については、商品の開発に要する経費は都が負担、開発した商品の販売促進、PR に要する経費は共同事業者が負担するものとする。

また、試作品として製造した商品の一部を販売に回す場合については、販売に回した商品の製造費用等を共同事業者は請求できない。

詳細については採択後に協議の上、決定する。

8 成果物の取扱い

本事業により得られた成果物のうち、レシピについては協定終了後も都および協力した加工団体等が活用することに同意すること。

その他の成果物の取り扱いについては、採択後に協議の上、決定する。

9 応募方法

所定の応募書類を提出すること。

(1) 提出書類

- 応募申請書
- 事業者概要
- 業務実績調書
- 企画提案書
- 加工団体協力意向表明書
- その他必要書類

(2) 提出方法

「15 連絡先」に記載のメールアドレスへ電子メールにて提出することとし、担当者からのメールもしくは電話等により受理連絡をもって受付したものとみなす。

10 応募期間

令和8年6月11日(木)～令和8年6月18日(木)

11 選定方法

提出書類に基づき、東京都において以下の「審査基準」に従って総合的に審査し、必要に応じてヒアリングを実施する。

評価項目	評価の視点	配点
1 事業者の実績	<ul style="list-style-type: none">• 独自の国産の水産加工品の開発実績があるか• 国産の水産加工品の製造実績があるか• 前述の販売実績があるか• 業務遂行能力の技術的裏付けがあるか	40
2 履行体制	<ul style="list-style-type: none">• 水産加工品の販売チャンネルを持っているか• 加工団体から協力の意思が確認できているか• 事業遂行の能力を有しているか	30

3 企画	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の主旨（低未利用魚等の活用）に沿った提案であるか ・加工団体の実態を理解し、実現可能な具体的な計画がなされているか ・加工団体の利益向上に資する提案であるか 	30
合計		100

1.2 留意事項

- ・本事業は共同事業であり、委託契約又は補助金とは異なる。
- ・採択後、事業内容について調整を行う場合がある。

1.3 質問及び回答

本事業及び公募内容について不明な点がある場合は、様式1「質問書」に必要事項を記入し、件名を【質問書】として下記連絡先へ電子メールにて提出することとし、担当者からのメールもしくは電話等による受理連絡をもって受付したものとみなす。なお、電子メール以外での質問に対しては回答しない。

質問は6月16日(火)12時まで受け付け、回答は質問者及び応募者に送付する。

1.4 連絡先

担当部署 東京都 農林水産部 水産課 企画調整担当

住 所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 21 階南側

e-mail S0000486@section.metro.tokyo.jp

電話番号 03-5320-4886

【様式一覧】

様式1 質問書

様式2 応募申請書

様式3 事業者概要

様式4 業務実績調書

様式5 企画提案書

様式6 協力意向表明書